

振動防止のしおり

1. 振動規制法、及び延岡市生活環境保護条例の目的

- (1) 振動規制法の目的（法第1条）
この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。
- (2) 延岡市生活環境保護条例の目的（条例第1条）
この条例は、法令に特別の定めのあるものを除くほか、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むに必要な生活環境を確保するため、事業者、市及び市民それぞれの責務を明確にし、市民の生活環境をまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることによりその施策の総合的推進を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的としています。

2. 用語の説明

- (1) 特定施設（法第2条第1項）……工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で、「特定施設」欄に記載した施設
- (2) 特定工場等（法第2条第2項）……特定施設を設置する工場又は事業場
- (3) 特定建設作業（法第2条第3項、市生活環境保護条例第3条第4号）
……建設工事として行なわれる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって「特定建設作業」欄に記載した作業
- (4) 道路交通振動（法第2条第4項）……自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）が道路を通行することに伴い発生する振動

3. 特定工場等、特定建設作業及び道路交通から発生する振動の規制

(1) 規制の対象となる振動	特定工場等振動	特定建設作業振動	道路交通振動
(2) 規制の対象となる地域	第1種区域・第2種区域	第1号区域・第2号区域	第1種区域・第2種区域
(3) 規制基準	6に記載する基準	9に記載する基準	11に記載する基準
(4) 振動の測定地点	特定工場等の敷地の境界線	特定建設作業所の敷地境界線	道路の敷地の境界線
(5) 届出の対象となる施設、作業	5に記載する届出	8に記載する特定建設作業	
(6) 届出の種類	7に記載する届出	10に記載する届出	
(7) 違反者に対し市長のなす処分等	・計画変更の勧告（法第9条） ・改善勧告（法第12条第1項） ・改善命令（法第12条第2項）	・改善勧告（法第15条第1項・条例第31条第1項） ・改善命令（法第15条第2項・条例第31条第2項）	※測定に基づく要請（法第16条第1項）

4. 振動の規制地域

(1) 特定工場等振動及び道路交通振動

- あ 第1種区域・・・良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域（主に第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、北川町の一部の区域等）
- い 第2種区域・・・住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域（主に近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、北方町及び北川町の一部の区域等）

(2) 特定建設作業振動

- あ 第1号区域
指定地域のうち第1種区域、工業地域を除く第2種区域、及び工業地域のうち学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域
- い 第2号区域
指定地域のうち「第1号区域」以外の区域

特定工場等振動

5. 特定施設（法施行令 別表第1）

施設の名称と規模又は能力
1. 金属加工機械 (ア) 液圧プレス（矯正プレスを除く） (イ) 機械プレス (ウ) せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る） (エ) 鍛造機 (オ) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る）
2. 圧縮機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る）
4. 織機 （原動機を用いるものに限る）
5. コンクリートブロックマシン （原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る） 並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 （原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る）
6. 木材加工機械 (ア) ドラムバーカー (イ) チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る）
7. 印刷機械 （原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る）
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る）
9. 合成樹脂用射出成形機
10. 鋳型造型機 （ジョルト式のものに限る）

6. 特定工場等に係る振動の規制基準（法 第4条）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から午後7時)	夜 間 (午後7時から翌日の午前8時)
第1種区域 主に 第1,2種低層住居専用地域 第1,2種中高層住居専用地域 第1,2種住居地域 等	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域 主に 近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域 等	65 デシベル	60 デシベル

※工場・事業場の敷地の境界線における値

7. 特定施設の届出

届出の種類	内 容	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
①特定施設設置届・特定施設使用届 (法第6条第1項、法第7条第1項)	1. 特定施設を設置しようとする場合 2. 当該施設が新たに指定地域となった場合 3. 施設の一つが特定施設になった場合	1. 特定施設の設置工事の開始の日の30日前まで 2. 指定地域となった日又は当該施設が特定施設となった日から30日以内	1. 未届出、虚偽の届出をした場合 30万円以下の罰金(法第25条) 2. 内容欄の2, 3については 10万円以下の罰金(法第26条)
②特定施設の数等の変更届 (法第8条第1項)	1. 特定施設の種類及び能力ごとの数を変更しようとする場合 2. 振動防止の方法を変更しようとする場合 3. 特定施設の使用方法を変更しようとする場合 ※以下の軽微な場合を除く ・数を増加しない場合 ・振動の大きさが増えない場合 ・使用開始時刻の繰り上げ又は使用終了時刻の繰り下げを伴わない場合	当該事項変更に係る工事開始の日の30日前まで	未届出、虚偽の届出をした場合 10万円以下の罰金(法第26条)
③氏名等の変更(廃止)届 (法第10条)	①による届出に係る氏名、名称、住所、所在地を変更した場合、又は特定施設のすべての使用を廃止した場合	氏名等の変更があったとき、又は特定施設のすべての使用を廃止した日から30日以内	未届出、虚偽の届出をした場合 3万円以下の過料(法第28条)
④承継届 (法第11条第3項)	①の届出者の地位(譲受、借受、相続、合併による)を承継した場合	承継があった日から30日以内	未届出、虚偽の届出をした場合 3万円以下の過料(法第28条)

※1 ①、②の場合の添付資料：i) 付近見取図、ii) 工場又は事業場の見取図、iii) 施設の配置図

※2 振動発生施設の届出には正副各1部の提出が必要です。

特定建設作業振動

8. 特定建設作業(法施行令 別表第2、条例施行規則 別表第2) (中抜き数字は市条例によるもの)

1. **くい打機**(もんけん及び圧入式くい打機を除く) **くい抜機**(油圧式くい抜機を除く) **又はくい打くい抜機**(圧入式くい打くい抜機を除く) **を使用する作業**
2. **鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業**
3. **舗装版破碎機を使用する作業**(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
4. **ブレーカー**(手持ち式のものを除く) **を使用する作業**(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
5. **ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業**
6. **振動ローラーを使用する作業**

9. 特定建設作業に係る振動の規制基準（法施行規則 第11条、条例施行規則 第12条）

区域の区分	規制基準	作業禁止時間	1日の作業時間	同一場所作業日数	作業禁止日
第1号区域 主に 第1,2種低層住居専用地域 第1,2種中高層住居専用地域 第1,2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域の一部 等	75デシベルを 超えないこと	午後7時～ 翌日午前7時	10時間を超えない こと	連続6日を超えない こと	日曜日その他 の休日
第2号区域（主に工業地域）		午後10時～ 翌日午前6時	14時間を超えない こと		

※上記のほか緊急作業、災害復旧作業などには適用除外があります。

10. 特定建設作業の届出

届出の種類	内 容	様 式	提出部数	届出の期限	届出を怠った場合等の罰則
特定建設作業実施届 (法第14条、条例30条)	第1号区域 及び第2号区 域内で作業を する場合	様 式 第7号	正副各1部 ※添付資料 i) 付近見取図 ii) 工事工程表	①特定建設作業開始の日の 7日前まで ②災害、緊急作業の場合は すみやかに届け出ること	1. 未届出、虚偽の届出をした 場合 イ 10万円以下の罰金 (法第26条) ロ 3万円以下の罰金 (条例第59条) 2. ②については3万円以下の 過料 (法第28条)

※開始した日に終わる作業は、特定建設作業に該当しないため届出不要

道路交通振動

11. 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 (午前8時から午後7時)	夜 間 (午後7時から翌日の午前8時)
第1種区域 主に 第1,2種低層住居専用地域 第1,2種中高層住居専用地域 第1,2種住居地域 等	65デシベル	60デシベル
第2種区域 主に 近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域 等	70デシベル	65デシベル

届出等について、わかりにくい点があれば、下記までお問い合わせください。

延岡市 生活環境課 環境保全係

TEL 0982-22-7001 (直通)
FAX 0982-31-5515